

自動車事故にもうひとつの安心を

自動車事故費用共済

自賠責保険(強制保険)+自動車保険(任意保険)+「自動車事故費用共済」

●補償内容

【契約者側】の場合	負傷者が・・・	【相手側】の場合 契約者側が負担した費用を支給 (契約者に過失がある場合のみ)
300万円	死亡共済金 事故の日から180日以内に死亡されたとき	共済契約者の経済的負担を補うため 合計 300 万円 までの実費を支給 死亡臨時費用共済金 30 万円 (一時金として支給)
12～300万円	後遺障害共済金 (後遺障害別等級表による)	12～300万円を限度に 共済契約者が負担した実費を支給
(1人あたり) 入院(日額) 4,500 円 通院(日額) 2,250 円 (1日あたり18,000円限度)	入通院共済金 365日分または300万円限度	共済契約者の経済的負担を補うため 左記の日額による算出額を限度に 合計 300 万円 までの実費を支給 入通院臨時費用共済金 30,000 円 (一時金として支給) (3日以上通院または入院で、1事故につき)
契約車両の損害は 補償対象外となります。	(特約) 対物共済金	30,000 円 他人の財物を破損・汚損・滅失させ、 その損害額が2万円以上となったとき (1共済期間内に1回)

※ 共済金は、1共済期間総合計300万円が限度です。(特約を除く) ※ 臨時費用共済金は、総支給額に含みます。

●車種別 共済掛金

車種	ナンバー	年払掛金 (基本掛金+対物特約掛金)
1. 自家用乗用自動車	52～・500～ 33～・300～	10,000円 (9,000円+1,000円)
2. 自家用軽乗用自動車	50・51 580～	5,500円 (4,500円+1,000円)
3. 自家用普通貨物自動車 (2t超)	1・11 100～・22	17,500円 (16,500円+1,000円)
4. 自家用普通貨物自動車 (2t以下)	1・11・100～	14,500円 (13,500円+1,000円)
5. 自家用小型貨物自動車	44～・400～	10,000円 (9,000円+1,000円)
6. 自家用軽貨物自動車	40・41 480～	5,500円 (4,500円+1,000円)

※ 車両1台につき1口が加入の限度で、ダンプカー・工作車両および業務用車両はご加入できません。